

温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）（同法附則第六条の準備行為に係る規定を除く。）の施行期日を平成二十年十月一日とし、同法附則第六条の準備行為に係る規定の施行期日を同年八月一日とすること。